**低入札価格調査についての注意事項**

**１　低入札価格調査制度の概要**

一定の金額（低入札調査基準価格）未満の入札があった場合に、契約内容の不履行や不公正な取引となるおそれがあるか否かについて調査を行った上で、落札者を決定する制度です。調査の結果、契約内容に適合した履行がされないおそれがあると判断された場合は、落札者となれません。

また、価格により落札者としない基準（失格基準価格）を設定しますので、失格基準価格を下回る入札をした者は、落札者となれません。

**２　低入札調査基準価格の算定方法**

　低入札調査基準価格は、①～④に掲げる額の合計金額（「固定型低入札調査基準価格」という。）とします。ただし、固定型低入札調査基準価格未満の金額での入札（無効とされた入札又は予定価格を超えた入札を除きます。）をした者が存在し、かつ、入札をした者が２者以上の場合の低入札調査基準価格は、入札金額の低い順に最低者から５者までの入札金額の平均額の９５％の額又は固定型低入札調査基準価格のいずれか低い金額とします。

1. 予定価格算出の基礎となった直接工事費の額の９７％
2. 予定価格算出の基礎となった共通仮設費の額の９０％
3. 予定価格算出の基礎となった現場管理費の額の９０％
4. 予定価格算出の基礎となった一般管理費等の額の５５％

※上記により算出した金額が、予定価格の９０％を超える場合にあっては、予定価格の９０％とし、予定価格の７０％に満たない場合にあっては、予定価格の７０％とします。

**３　失格基準価格の算定方法**

　低入札調査基準価格の９５％とします。

**４ 注意事項**

（１）低入札価格調査に関する事項を入札公告に記載しますのでご確認ください。

（２）低入札価格調査が必要となる方（落札候補者等）には、開札日に契約検査課契約係から連絡しますので、必要書類の提出をお願いします。低入札価格調査で必要な書類は、安城市建設工事低入札価格調査試行要領で規定する低入札価格理由書及び工事費内訳書（明細書）です。提出期限は、調査を実施する旨の通知を受けた日から起算して2日後(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の正午を原則とします。必ず入札公告でご確認ください。

　　　工事費内訳書（明細書）は入札参加者が適切に積算されているか確認するかどうかを判断する上で大切な書類になりますので、計算誤りや記載漏れ等の無いようにしてください。

（３）工事費内訳書（明細書）は、貴社が入札した価格(入札金額及び入札時提出の工事費内訳表)と合うように、積算した根拠資料としてご提出ください。様式は任意のもので結構です。

なお、「工事費内訳書（明細書）エクセルシート」は参考に添付しますので、こちらをご利用いただいても構いません。

提出いただいた資料に不明な点がある場合は、聞き取り等を行うことがあります。

（４）低入札価格調査が行われた場合の落札決定日は、入札公告に予定日として掲載します。ただし、低入札価格調査の結果、落札候補者が失格となり次点者の調査を行う等の場合は、落札決定日が延期することがあります。

（担当　総務部契約検査課契約係０５６６－７１－２２１１）